

## 目 次

健康管理手帳について	1
Ⅰ 肝臓の働きについて	2
Ⅱ 肝炎ウイルスの感染経路と感染予防について	5
Ⅲ 肝疾患関連の検査項目について	7
Ⅳ 肝疾患の原因・病態・治療	14
B型肝炎について	14
C型肝炎について	19
肝硬変について	26
肝がんについて	28
Ⅴ 日常生活の注意点	31
Ⅵ 肝疾患に関する制度について	34
肝炎ウイルス検査について	34
肝炎治療費助成制度について	36
肝がん・重度肝硬変医療費助成制度について	42
障害年金・身体障害者手帳について	48
広島県肝疾患診療支援ネットワークについて	54
広島県肝疾患患者フォローアップシステムについて	56
初回精密検査及び定期検査費用の助成について	58
Ⅶ 肝疾患に関する各種相談窓口	60
Ⅷ 検査・受診状況記録	64

## 別冊

肝疾患専門医療機関一覧

## 目次

健康管理手帳について.....	1
I 肝臓の働き.....	2
II 肝炎ウイルスの種別と日常生活での感染予防.....	4
III 肝疾患関連の検査項目.....	8
IV 肝疾患の原因・病態・治療.....	
B型肝炎.....	15
C型肝炎.....	19
非アルコール性脂肪性肝炎.....	26
肝硬変.....	29
肝がん.....	31
V 日常生活の注意点.....	
慢性肝炎の場合.....	34
肝硬変の場合.....	35
VI 肝疾患に関する制度.....	37
肝炎ウイルス検査.....	38
広島県肝疾患診療支援ネットワーク.....	40
肝炎治療費助成制度.....	41
肝がん・重度肝硬変医療費助成制度.....	47
広島県肝疾患患者フォローアップシステム.....	53
初回精密検査・定期検査費用の助成について.....	55
障害年金・身体障害者手帳.....	60
VII ひろしま肝疾患コーディネーター.....	66
VIII 各種相談窓口.....	67
IX 検査・受診状況記録.....	71
広島県肝炎患者支援手帳作成検討委員会委員名簿.....	78

## 2 感染予防

(ワクチンに関する記述を改訂により追加)

## 2 日常生活における感染予防

### (2) B型肝炎のワクチンによる感染予防

B型肝炎はワクチンにより感染を予防することができます。  
40歳までにワクチンを接種すると9割以上の方が免疫を獲得し、感染予防効果が20年以上続くと考えられています。

#### ア 乳幼児への定期接種（ユニバーサルワクチン）

2016年10月から0歳児への定期接種が開始され、お住まいの市町で無料で接種が受けられます。

このワクチンは、生後2か月から1歳までの間に計3回接種するものです。家族内に母親以外のB型肝炎キャリアがいる場合は、生後2か月まで待たずに早期接種することが望ましいとされているので、主治医にご相談ください。

#### イ 母子感染予防のためのワクチン接種

母親がHBs抗原陽性の場合、出生時（12時間以内）にB型肝炎ワクチンと抗HBs人免疫グロブリンを投与します。その後、生後1か月、6か月の計3回接種することが推奨されています。

この予防接種により、9割以上の新生児で感染が防止できます。母親がHBVキャリアでも、感染予防処置を行えば、母乳哺育を含めた通常の育児が可能です。

#### ウ 希望者へのワクチン接種

医療従事者、パートナーや同居家族がB型肝炎の方、透析患者や臓器移植を受けた方などはB型肝炎ワクチン接種が推奨されています。大人の場合も、乳幼児と同様に計3回接種します。

40歳を過ぎてから接種しても8割程度の方が免疫を獲得できると言われています。

## 改訂前

(感染予防として肝炎ウイルス検査を改訂により追加)

※これまでは制度の一部に検査があるのみだった。

(検査項目に線維化をみる検査を改訂により追加)

### 3 肝炎ウイルス検査

HBV・HCV に感染していても自覚症状がないことが多く、気が付かないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行することが問題となっています。適切な治療を受けることにより、肝炎ウイルスを制御したり、排除したりすることが可能です。

自分自身の早期治療と周囲の人への感染予防のため、**一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう。**

肝炎ウイルス検査は職場の健康診断・妊婦健診・住民健診・区市町の委託医療機関など、様々な機会で行われます。

行政が実施している検査の対象者や受け方などは 38 ページで詳しく説明しています。

また、肝炎ウイルス検査で陽性と判明した場合は、重症化を予防するために**肝臓の専門医療機関を受診することが重要**です。

専門医療機関での精密検査や、ウイルスを制御・排除する治療に関する助成制度は 41～59 ページで詳しく説明しています。

## Ⅲ 肝疾患関連の検査項目

### 1 血液検査

#### (3) 肝臓の線維化をみる検査

※基準値は医療機関によって異なります。

検査項目	基準値※	説明
M2BPGi	1.00 未満	肝臓の線維化が進むと増える異常なタンパク質上の構造をとらえる検査で、肝臓の線維化が進んでいる場合に上昇する。
FIB-4 index	1.30 以下	肝臓の線維化の進行度を推測する指標。 ALT・ALP・血小板数・年齢から計算され、線維化が進行するほど高い値になる。 FIB-4 = { 年齢 × AST(IU/L) } / { 血小板数(10 <sup>9</sup> /L) × √ALT(IU/L) }

改訂前

(非アルコール性脂肪性肝炎に関する内容を改訂により追加)

## 非アルコール性脂肪性肝炎

### 1 非アルコール性脂肪性肝炎とは

お酒の飲み過ぎは脂肪肝にとどまらず、肝炎や肝硬変になることがよく知られていますが、お酒をあまり飲んでいない非アルコール性の脂肪肝の人でも同じように肝臓の病気が進行してしまうことがあります。

このように非アルコール性の脂肪肝から脂肪肝炎や肝硬変に進行した状態までを含む一連の肝臓病のことを「非アルコール性脂肪性肝疾患」（英語表記 nonalcoholic fatty liver disease : NAFLD）といいます。

つまり、NAFLD はアルコールを除く色々な原因で起こる脂肪肝の総称です。その多くは、肥満、糖尿病、脂質異常症、高血圧を伴っていて、メタボリックシンドロームの肝臓病と考えられています。

“非アルコール性”とはいえ、一滴もお酒を飲まない人だけではなく、少量の飲酒をしている人にみられる脂肪肝も NAFLD に含まれます。1 日あたり純エタノールとして男性で 30g 以上、女性では 20g 以上のお酒を毎日飲み続けるとアルコール性肝障害を起こすことがあるといわれており、これはビールならば男性で 1 日あたり 750mL（大瓶 1 本強）、日本酒なら 1 合半、ワインはグラス 2 杯半、ウイスキーではダブルで 1 杯半に相当します。つまり、これよりも 1 日の飲酒量が少ない人（女性ではその 2/3 よりも少ない人）にみられる脂肪肝が NAFLD ということになります。

NAFLD のうち 80~90% は長い経過をみても脂肪肝のまま、病気はほとんど進行しません。これを NAFLD の病気を意味する「D (Disease)」を除いて NAFL といいます。しかし、残りの 10~20% の人は徐々に悪化して、肝硬変に進行したり、中には肝がんを発症したりすることもあります。

この脂肪肝から徐々に進行する肝臓病のことを「非アルコール性脂肪肝炎」（英語表記 nonalcoholic steato-hepatitis : NASH）といいます。



改訂前

## 2 非アルコール性脂肪性肝炎の有病率

NAFLDの有病率は、日本では9~30%と報告されており、患者さんは全国で1,000万人以上いると考えられています。肥満の人やメタボリックシンドロームの患者さんの増加に伴って患者数は増えており、社会問題となっています。

肝臓はよく“沈黙の臓器”といわれるように、多少の負担がかかってもすぐには症状があらわれません。他の慢性肝炎と同様に、たとえNASHになっていても、かなり病気が進行しない限りほとんど症状はないので、自覚症状だけで単なる脂肪肝(NAFL)とNASHを区別することはできません。

## 3 非アルコール性脂肪性肝炎の診断方法

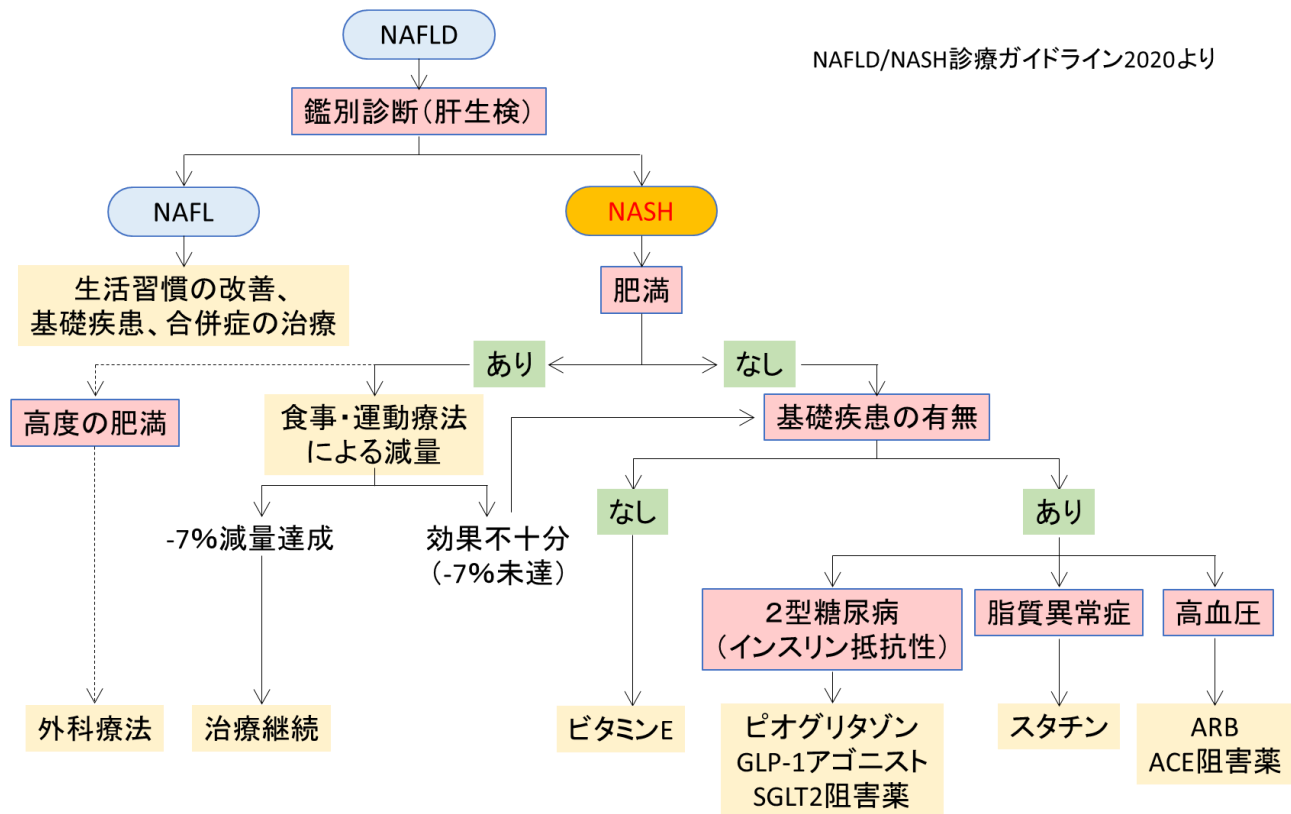
NAFLDを正しく診断するためには、これまでの飲酒状況や体重の変化、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病の有無、サプリメントを含めた普段服用しているお薬などの詳しい情報がとても重要です。さらに、血液検査や超音波・CT・MRIなどの画像検査で、肝障害を引き起こすほかの病気がないか、NASHの疑いがあるかを詳しく調べます。NASHであることをはっきりと確かめて(確定診断)、どの程度肝臓の病気が進行しているか(肝臓が硬くなっているか)を正確に把握するためには、肝臓の組織を調べる肝生検を受ける必要があります。肝生検を安全に行うためには、検査中だけでなく検査の後も安静にする必要があるため、通常は1~2泊の入院が必要です。

一方で、肝生検はなかなか気軽に受けられるものでもありません。血液検査で、肝臓の硬さを推測し、リスクの高さを評価することが、早期発見と経過観察において重要だといわれています。その一つの計算式として「FIB-4 index」というものがあります。これは、年齢、血AST値、ALT値、血小板数で計算される肝臓の線維化の予測式です。肝臓学会のホームページにも掲載されています。

FIB-4 indexの値が1.3未満であればステージ3以上の高度線維化にはなっていないと考えられますので、ひとまず安心です。1.3以上の場合は線維化が進行している可能性があるため、お近くの肝臓専門医を受診してください。

改訂前

## 4 非アルコール性脂肪性肝炎の治療



NAFLD 治療の原則は、食事療法、運動療法などで生活習慣を改善することによって、背景にある肥満、糖尿病、脂質異常症、高血圧を是正することです。単なる脂肪肝（NAFL）の場合は、NASHを発症していないかを注意深く確認しながら、食事療法や運動療法などの日常生活に関する取り組みを中心に治療します。NASHの患者さんで肥満がある場合には、体重の7%を目標に減量し、徐々に標準体重を目指すことが勧められます。

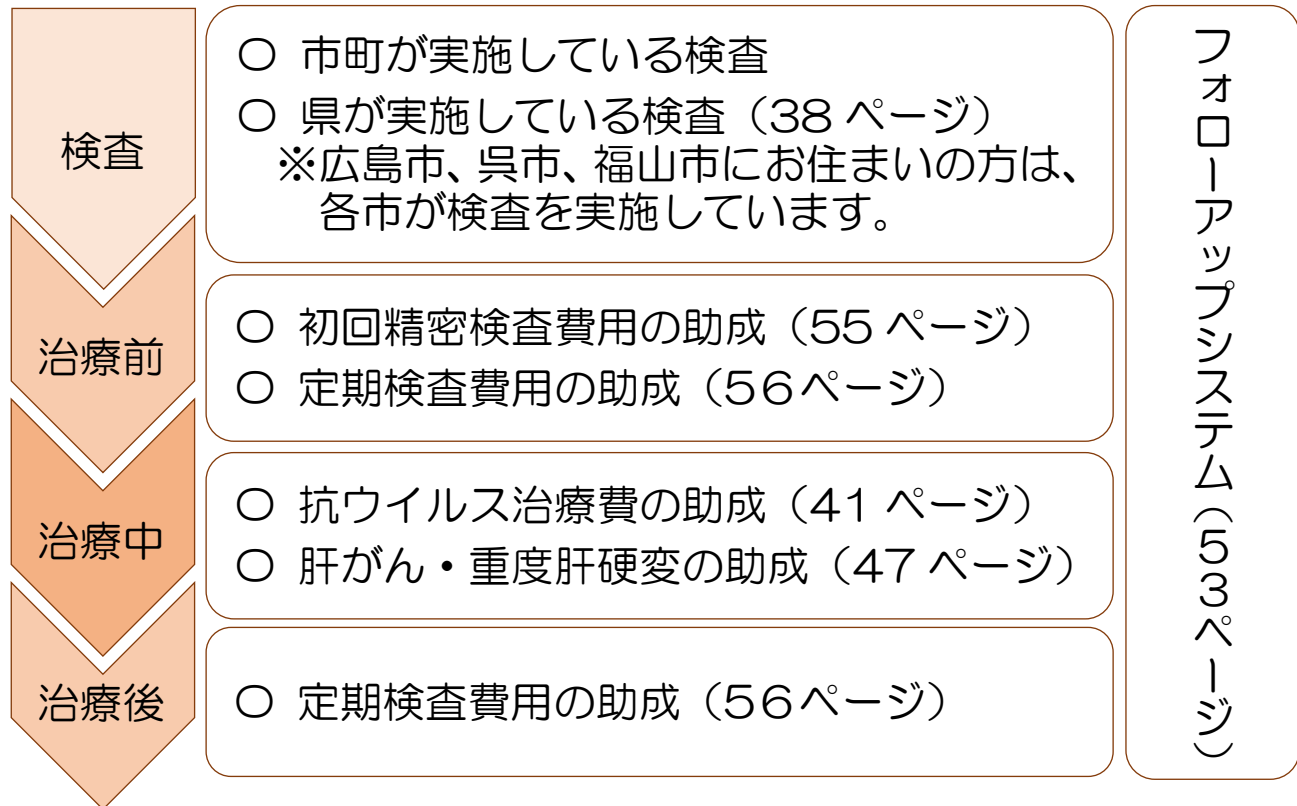
減量のみで効果が十分にあらわれなかった場合は、積極적으로お薬による治療を考えます。抗酸化作用があるビタミンEや、インスリンの効きをよくする作用のある糖尿病のお薬などがNASHの患者さんに有効であることが示されています。また、脂質異常症や高血圧のお薬のなかにもNASHに有効であることが期待されているものがあり、これらの生活習慣病を伴っている場合にはそのようなお薬を選んで治療を行います。

## 改訂前

(制度のインデックスにあたるページを改訂により追加)

## VI 肝疾患に関する制度

広島県では、HBV・HCVに感染しているかどうかの検査から治療前、治療中、治療後に至るまで、様々な制度を整備しています。



それぞれ、対象となる条件などがあるので、詳細は各ページをご確認ください。「市町が実施している検査」についてはお住まいの市町にご確認ください。

これらの基盤として、県内全域で検査や治療が受けられる医療体制である、ネットワーク体制を整備しています（40 ページ）。

また、もし肝臓の状態が悪化した場合には、障害年金や身体障害者手帳の対象となる場合があります（60 ページ）。

肝炎に関する相談などを「ひろしま肝疾患コーディネーター」や拠点病院などで受け付けています。ぜひご相談ください（66 ページ）。

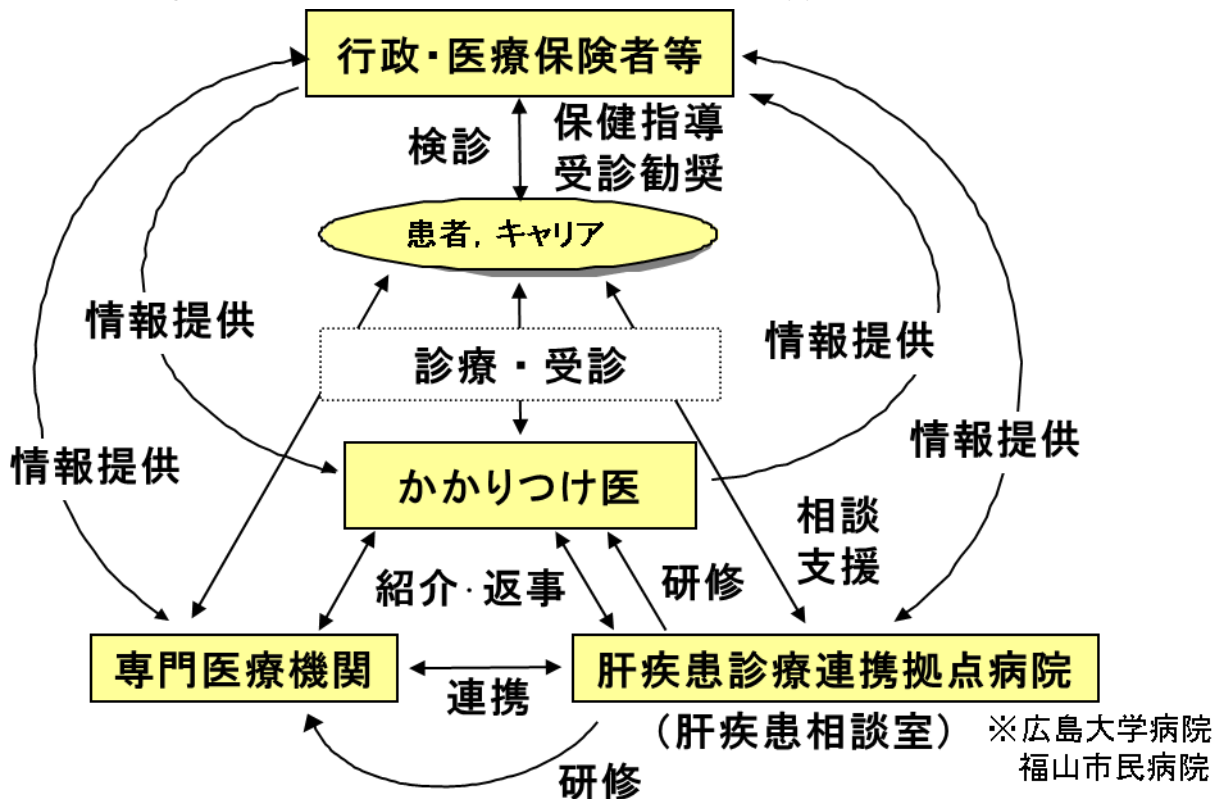
## 広島県肝疾患診療支援ネットワークについて

B型・C型肝炎から肝がんへの進行を防ぐには、キャリアの方が適切な医療を受けることが極めて重要ですが、正確な病態の把握や治療方針の決定には、肝炎治療を熟知した専門医の関与が不可欠です。一方で、患者さんの病態が安定している場合や治療に大きな変化がない時期には、かかりつけ医による診療を中心に行うことが望めます。

以上のように肝疾患の診療においては、**かかりつけ医と専門医の連携が必要**です。

そこで、県内全域で病期に応じた肝疾患の専門医療を受けられる医療連携体制として、広島県肝疾患診療支援ネットワークを整備しています。

○広島県肝疾患診療支援ネットワーク体制のイメージ図○



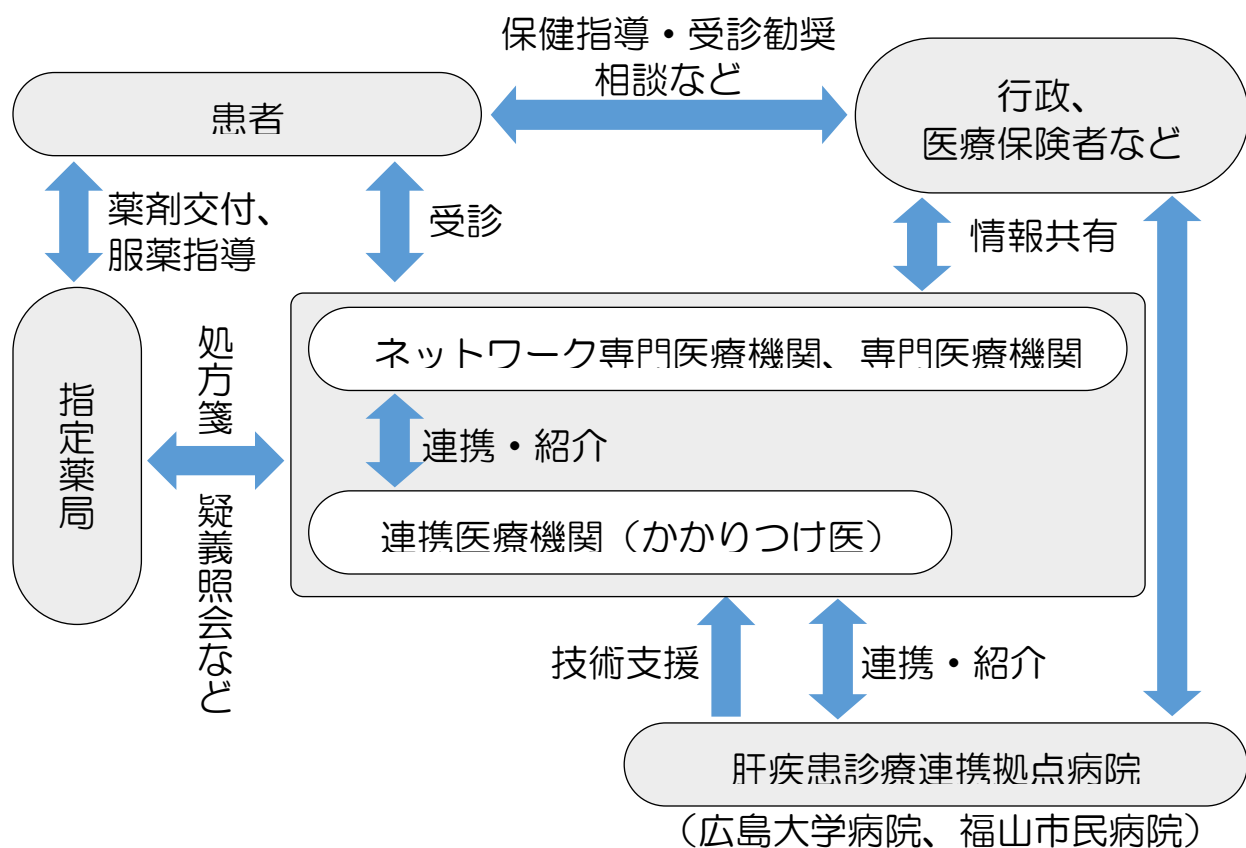
肝炎ウイルス検査で陽性と診断されたら、**必ず肝疾患の専門医療機関を受診**しましょう。

## 広島県肝疾患診療支援ネットワーク

B型・C型肝炎の重症化を防ぐためには、かかりつけ医と専門医の連携のもと、患者さんが適切な医療を受けることが重要です。

正確な病態の把握や治療方針の決定には、肝炎治療を熟知した専門医の関与が不可欠です。一方で、病態が安定している場合や治療に大きな変化がない場合は、かかりつけ医による診療を中心に行うことが望めます。

そこで、県内全域で病期に応じた専門医療が受けられる医療体制として「広島県肝疾患診療支援ネットワーク」を整備しています。



肝炎ウイルス検査で陽性と判定されたら、**必ず専門医療機関を受診しましょう**。専門医療機関は、県ホームページまたは別冊の医療機関一覧を参照してください。





肝炎治療費助成制度の対象医療を適切に行える医療機関を、肝炎治療指定医療機関として指定しています。指定医療機関には次の3種類があります。

### 1 肝疾患診療支援ネットワーク専門医療機関

原則として、二次保健医療圏内の肝疾患治療の中核医療機関となる専門医療機関です。患者の治療方針を立てるなど、地域のかかりつけ医（2、3）と連携して、治療を行います。

### 2 専門医療機関

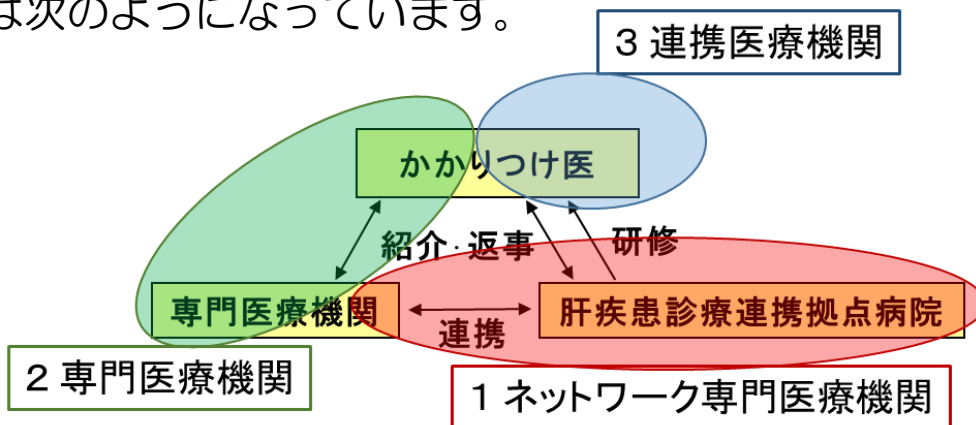
肝臓の専門医\*が常勤する医療機関です。

### 3 連携医療機関

原則として、肝臓の専門医が常勤していない医療機関です。

1の専門医が治療方針を立て、定期的な検査を行う患者に対し、専門医との連携のもとで治療を行います。

肝疾患診療支援ネットワーク体制における各指定医療機関の位置づけは次のようになっています。



#### ※専門医

日本肝臓学会、日本消化器病学会等に属する肝臓の専門医であって、抗ウイルス療法に精通し、その副作用等に対する処置及び治療中において肝がんの早期発見ができる医師のことです。

⇒肝疾患専門医療機関は、別冊の医療機関一覧を参照してください。

改訂後

(改訂により1ページ削減しました)

## 広島県肝疾患患者フォローアップシステムについて

キャリアの方に適切な肝炎医療が提供されることを目的とし、平成25年4月1日から広島県が運用しています。

### 対象となる方

住民票が広島県内にあり、B型・C型肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方（すでに通院中の方も含まれます）

### システムの内容

○登録された方に次の支援を行います。

- ・最新の治療や講演会の開催案内等の情報をお知らせします。
- ・年1回、県から受診に関するお知らせを送ります。
- ・一定の要件を満たす場合、検査費用の助成を受けられます。

○このシステムの登録内容は、受診動向や長期経過の把握を行い、県における肝炎対策へ反映させるために活用します。

このシステムへの登録に同意しないことにより、不利益な扱いを受けることはありません。未登録でも、お住まいの市町又は県保健所（支所）の保健師等による相談・支援が受けられます。

## 1 システムの登録の流れ

広島県肝疾患患者フォローアップシステムへの登録については、概ね次の手順で行います。

### ①必要書類の受け取り



登録同意書・受診調査票を保健所などで受け取り、同意書に署名します。

### ②肝疾患専門医療機関を受診



①の書類を持参し受診してください。

### ③登録

②の医療機関から検査データ・治療内容などを記載した受診調査票が、同意書と一緒に広島県に送られ登録が完了します。

# 広島県肝疾患患者フォローアップシステム

## 1 制度の目的

B型・C型肝炎に感染した方を早期治療につなげ、重症化を予防するためのシステムです。2013年4月1日から広島県が運営しています。

## 2 概要

住民票が広島県内にあり、肝炎ウイルス検査でHBVまたはHCV陽性と判定された方（通院中の方も含まれます）が登録できます。

登録者に次の支援を行います。

- ・検査費用の助成（要件あり。55ページ参照）
- ・治療や講演会に関する情報提供
- ・年1回、受診に関するお知らせの送付



※医療費助成の専門医療機関とは異なります。

専門医療機関一覧はホームページ（右図からご覧いただけます）を確認するか、お問合せください。



専門医療機関への受診が一定期間確認できない登録者に対しては、お住まいの市町や県から連絡し、状況を伺ったり受診のご案内をしたりすることがあります。

また、このシステムの登録内容は、受診動向や長期経過を把握し県における肝炎対策へ反映させるために活用しますが、個人情報が入り込まない形で活用します。

## 2 個人情報の保護

システムへ登録した方の個人情報は、適切な肝炎医療の受診勧奨を行うため、プライバシーの保護に十分配慮し、市町等関係行政機関及び受診された「専門医療機関」が共有しますが、この事業の目的以外には使用しません。

また、このシステムに登録された内容は、広島県情報セキュリティポリシーに基づき、適正かつ厳格に管理します。

### ○お問い合わせ先○

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県健康福祉局薬務課

電 話 082-513-3078 (ダイヤルイン)

FAX 082-211-3006

E-mail [fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp)

[広島県肝疾患患者フォローアップシステムに関する広島県ホームページ⇒](#)



メモ

### 3 登録するための手続きなど

#### (1) 新規登録

まずは同意書と受診調査票を県庁や県保健所（支所）などで受け取ってください。それらを持って専門医療機関を受診すると登録は完了です。

#### (2) 登録更新


新規登録した翌年度以降も、受診調査票を持って専門医療機関を受診してください。受診調査票を持って受診するだけで、登録更新ができます。登録更新をもって、受診していることの確認とします。

登録更新しなくてもシステムから抹消されませんが、状況確認や受診のご案内の連絡を市町や県からすることがあります。

#### (3) その他の手続き

手続きの種類	申請・届出書類
登録情報の変更(氏名、住所など)	別記様式第3号 変更届
登録の辞退	別記様式第4号 辞退届

必要な様式は県ホームページからダウンロードできます。

広島県 フォローアップシステム 



システムへの登録は任意です。登録しなくても、お住まいの市町や県保健所（支所）の保健師などによる相談・支援が受けられます。

#### フォローアップシステムのお問合せ先

県庁薬務課肝炎対策グループ（☎082-513-3078）

県保健所（支所）（68 ページ参照）

## Ⅷ 肝疾患に関する各種相談窓口

### 1 肝疾患相談室（医療に関する専門的な相談）

患者やキャリア、家族の方などの不安や疑問に應えるため、国立大学法人広島大学病院及び福山市民病院（肝疾患診療連携拠点病院）において肝疾患相談室を開設しています。相談に係る費用は無料です。

#### （1）広島大学病院

所在地：広島市南区霞 1-2-3 広島大学病院 臨床管理棟 1 階  
電話：082-257-1541（専用）

区分	相談時間等	相談方法	担当者	内容	備考
一般相	月～金 10～16時 (12～13時を除く)	電話	相談員 (看護師)	・情報提供 ・治療以外の相談等	面談は 予約制
		面談			
専門相	一般相談後、 必要に応じ実施 (完全予約制)	電話	相談員 (医師)	・専門的な 医療相談等	面談は 予約制 (一般相談 後に受付)
		面談			

#### （2）福山市民病院

所在地：福山市蔵王町 5-23-1 西館 1 階  
電話：084-941-5151

区分	相談時間等	相談方法	担当者	内容	備考
一般相談	月～金 8時30分～17時15分 (12～13時を除く)	電話	相談員 (看護師)	・情報提供 ・治療以外の相談等	相談時間内 (予約不要)
		面談			
専門相談	完全予約制	面談	相談員 (医師)	・専門的な 医療相談等	相談時間内 (要予約)

※各相談室の相談日は、祝日及び年末年始の日は除きます。

## Ⅷ 各種相談窓口

### 1 肝疾患相談室（医療に関する専門的な相談）

肝疾患診療連携拠点病院に、肝疾患相談室を開設しています。相談に係る費用は無料です。

#### （1）広島大学病院

所在地：広島市南区霞 1-2-3 広島大学病院 臨床管理棟 1 階  
電話：082-257-1541

区分	相談日など	方法	内容
一般 相談	平日 10 時～16 時 (12～13 時を除く)	・電話 ・面談 (予約制)	・情報提供 ・治療以外の相談 など
専門 相談	一般相談後、 必要に応じて実施 (完全予約制)	・電話 ・面談	・専門的な医療相談 など

#### （2）福山市民病院

所在地：福山市蔵王町 5-23-1 西館 1 階  
電話：084-941-5151（代表）

区分	相談日など	方法	内容
一般 相談	平日 8 時半～17 時 15 分 (12～13 時を除く)	・電話 ・面談	・情報提供 ・治療以外の相談 など
専門 相談	完全予約制	面談	・専門的な医療相談 など

※各相談室の相談日は年末年始を除きます。



## 2 肝疾患に関する専門的な情報

厚生労働省（肝炎対策推進室）	
電話	—
WEB	肝炎総合対策の推進 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_u_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kanen/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_u_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kanen/index.html</a>
公益財団法人 ウイルス肝炎研究財団	
電話	03-3257-4563（10～16時）
WEB	<a href="https://vhfj.or.jp/">https://vhfj.or.jp/</a>
国立研究開発法人国立国際医療研究センター 肝炎情報センター	
電話	—
WEB	<a href="http://www.kanen.ncgm.go.jp/">http://www.kanen.ncgm.go.jp/</a>
一般社団法人 日本肝臓学会	
電話	03-3812-1567
WEB	<a href="https://www.jsh.or.jp/medical/">https://www.jsh.or.jp/medical/</a>
日本消化器病学会	
電話	03-6811-2351
WEB	<a href="https://www.jsge.or.jp/about/inquiry">https://www.jsge.or.jp/about/inquiry</a>

## 3 各種助成制度（肝炎治療費、肝がん・重度肝硬変入院医療費、初回精密検査費用、定期検査費用）について

保健所等名	所管区域	所在地	電話番号
広島県庁 （薬務課）	県内全域	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-3078
西部保健所	大竹市、 廿日市市	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
西部保健所 広島支所	安芸高田市、 安芸郡、 山県郡	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-513-5526
西部保健所 呉支所	呉市、 江田島市	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400

## 2 県の窓口（各種助成制度などの申請・問い合わせ）

名称	所管区域	所在地	電話番号
広島県庁 (薬務課)	県内全域	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 本館6階	082-513-3078
西部保健所 (保健課)	大竹市、廿日市市	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
西部保健所 広島支所 (保健課)	安芸高田市、安芸郡、山県郡	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1階	082-513-5526
西部保健所 呉支所 (厚生保健課)	呉市、江田島市	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
西部東保健所 (保健課)	竹原市、東広島市、豊田郡	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
東部保健所 (保健課)	三原市、尾道市、世羅郡	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
東部保健所 福山支所 (保健課)	福山市、府中市、神石郡	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1417
北部保健所 (保健課)	三次市、庄原市	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5186

※受付時間は年末年始を除く平日 8 時半～17 時 15 分です。

## 3 県内の患者会

団体名	電話番号など
広島肝友会	電話 090-8711-8649 メール kanyuu@grace.ocn.ne.jp
備後肝友会	電話 084-924-7826
全国肝臓病患者連合会 (広島県肝炎の会)	メール fccbn590@ybb.ne.jp

改訂前

西部東保健所	竹原市、 東広島市、 豊田郡	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422- 6911
東部保健所	三原市、 尾道市、 世羅郡	〒722-0002 尾道市古浜町 26- 12	0848-25- 4641
東部保健所 福山支所	福山市、 府中市、 神石郡	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921- 1311
北部保健所	三次市、 庄原市	〒728-0013 三次市十日市東 4- 6-1	0824-63- 5181

【各種助成制度に関する広島県ホームページ】

肝炎治療費		肝がん・ 重度肝硬変 医療費		初回精密検査 費用、定期検査 費用	
-------	---	----------------------	--	-------------------------	--

**肝炎ウイルス検査について～少なくとも一生に一回は検査が必要です～**

広島県では、県保健所（支所）や県が委託した医療機関で無料肝炎ウイルス検査を行っています。

（広島市、呉市、福山市にお住まいの方は、各市が実施しています）

家族でまだ肝炎ウイルス検査を受けたことがない方がいる場合は、ぜひ一度、肝炎ウイルス検査を受けることを勧めましょう。

詳しくはお住まいを管轄する県保健所（支所）へお問い合わせください。

広島県ホームページ ⇒



## 4 B型肝炎訴訟相談窓口

相談窓口	電話番号など
厚生労働省	内容 訴訟について 電話 03-3595-2252 (年末年始を除く平日 9~17 時)
社会保険診療報酬 支払基金 給付金等 支給相談窓口	内容 給付金などの請求手続きについて 電話 0120-918-027 (年末年始を除く平日 9~17 時)
全国 B 型肝炎訴訟 広島弁護団	WEB <a href="http://bkansiroshima.net">http://bkansiroshima.net</a> 電話 0120-10-6589 (平日 9~17 時〔12~13 時を除く〕)

## 5 薬害 C 型肝炎訴訟相談窓口

相談窓口	電話番号など
厚生労働省	内容 フィブリノゲン製剤などについて 電話 0120-509-002 (年末年始を除く平日 9 時半~18 時)
(独) 医薬品医療 機器総合機構	内容 給付金の支給などについて 電話 0120-780-400 (平日 9~17 時)
薬害 C 型肝炎訴訟 大阪弁護団	WEB <a href="http://www.hcv.jp">http://www.hcv.jp</a> 電話 06-6315-9988 FAX 06-6315-9996

## 4 B型肝炎訴訟相談窓口

訴訟についてのお問い合わせ	
相談窓口	厚生労働省電話相談窓口
電話	03-3595-2252（年末年始を除く平日9時～17時）
給付金等の請求手続きに関するお問い合わせ	
相談窓口	社会保険診療報酬支払基金 給付金等支給相談窓口
電話	0120-918-027
弁護団の連絡先	
相談窓口	全国B型肝炎訴訟 広島弁護団
電話	0120-10-6589(平日9時～17時〔12～13時を除く〕)

## 5 薬害C型肝炎訴訟相談窓口

フィブリノゲン製剤に関するお問い合わせ		
相談窓口	厚生労働省電話相談窓口	
電話	0120-509-002(年末年始を除く平日9時半～18時)	
給付金の支給申請等に関するお問い合わせ		
相談窓口	(独)医薬品医療機器総合機構	
電話	0120-780-400（年末年始を除く平日9～17時）	
弁護団の連絡先		
相談窓口	薬害C型肝炎訴訟広島弁護団	
電話	広島	082-511-0800（平日13時～16時半）
	福山	084-924-3161（平日9時～18時）

## 6 県内の肝炎患者会（一人で悩まず患者会へ）

団体名	電話番号等
広島肝友会	電話 090-8711-8649 E-mail <a href="mailto:kanyuu@grace.ocn.ne.jp">kanyuu@grace.ocn.ne.jp</a>
備後肝友会	084-924-7826

## 6 その他の参考情報など

肝炎について
(公財) ウイルス肝炎研究財団 WEB <a href="https://vhfj.or.jp/">https://vhfj.or.jp/</a> 電話 03-3257-4563 (相談 10~16時)
肝炎情報センター WEB <a href="http://www.kanen.ncgm.go.jp/">http://www.kanen.ncgm.go.jp/</a>
日本肝臓学会 WEB <a href="https://www.jsh.or.jp/medical/">https://www.jsh.or.jp/medical/</a>

治療と仕事の両立について
広島県産業保健総合支援センター 県内の各病院に出張相談窓口も設置しています。 WEB <a href="https://www.hiroshimas.johas.go.jp/">https://www.hiroshimas.johas.go.jp/</a>
治療就労両立支援センター (中国労災病院) WEB <a href="https://www.chugokuh.johas.go.jp/center/">https://www.chugokuh.johas.go.jp/center/</a>
(独)労働者健康安全機構 WEB <a href="https://www.johas.go.jp/">https://www.johas.go.jp/</a>

がんについて
がん情報サービス WEB <a href="https://ganjoho.jp/public/index.html">https://ganjoho.jp/public/index.html</a>
がん診療連携拠点病院 (情報提供や相談支援などを実施) 医療機関一覧は広島がんネットから確認できます。 WEB <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/</a> (広島がんネット)